

歩いて楽しいまちづくり

米子市イベント開催応援補助金

ウォーカブルエリア※で開催される
にぎわいの創出、歩いて楽しいまちづくりの推進
を目的とした“イベント開催”を支援します！

※ 米子駅周辺エリア、角盤町周辺エリア、米子港周辺エリア、
皆生温泉エリア、東山公園エリア。

補助上限

10万円

(補助率2/3)

補助対象事業

条件を満たすイベントを開催する
団体・事業者のグループ等が対象です

☉ ウォーカブルエリアで開催されるイベントであって、にぎわいの創出及び歩いて楽しいまちづくりの推進に寄与するもの。
次に該当するイベントは対象になりません。

- ✕ 政治又は宗教に関するもの
- ✕ 特定少数の事業者等の営利又は宣伝を目的とする性格が強いもの
- ✕ 主催者等の主義主張の表明を目的とする性格が強いもの
- ✕ 事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属するもの
- ✕ 屋内を主たる会場として開催されるもの
- ✕ 過去に4回以上の開催実績のあるもの
- ✕ 継続的なイベントとして今後開催する予定がないもの

など

補助対象経費

対象イベントの開催に要する経費の一部を補助します

出演者等に対する謝金、参加記念品（上限額あり）、出演者等に対する旅費、
事務用品及びイベント用の消耗品、ちらし・ポスターの作成その他広告費、
警備員・アルバイトスタッフ等賃金・保険料、イベントの運営等に係る委託料、
イベントの会場使用料、会場設営費用、備品・機材等のレンタル費用、
イベントの運営に係る光熱水費 など

申請方法・留意事項

米子市ホームページにて詳細要件を必ずご確認ください

- ・ 本補助金の申請にあたっては、イベントの企画段階で、商工課へ事前にご相談ください。
- ・ イベントを開始する日の **20日前までに** 必ず申請してください。
- ・ 事業着手した後に申請された場合は、補助対象となりません。
- ・ 申請書類の提出後、交付決定には2週間程度の期間を要します。
- ・ 申請書類の様式は、米子市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 補助金の交付は予算の範囲内とし、年度途中に受付を終了する場合があります。

申請・お問合せ先

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 市役所本庁舎2階
米子市経済部商工課 商工振興担当
(電話:0859-23-5219 E-mail:shoko@city.yonago.lg.jp)